

虐待防止のための指針

株式会社ライフケア・ジャパン

(虐待防止に関する基本的な考え方)

第1条 虐待は人権侵害であり、犯罪行為という認識のもと、障害者虐待防止法の理念に基づき、利用者の尊厳の保持・人格の尊重を重視し、権利利益の擁護に資する事を目的に、虐待の防止とともに虐待の早期発見・早期対応に努め、虐待に該当する次の行為のいずれも行いません。

- ① 身体的虐待；利用者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加え、又は正当な理由なく利用者の身体を拘束する事。
- ② 性的虐待；利用者にわいせつな行為をすること、又はわいせつな行為をさせること。
- ③ 心理的虐待；利用者に対する著しい暴言、著しく拒絶的な対応又は不当な差別的な言動その他の利用者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
- ④ 放棄・放置；利用者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、他の利用者による①～③までに掲げる行為と同様の行為の放置、その他利用者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。
- ⑤ 経済的虐待；利用者の財産を不当に処分すること、その他利用者から不当に財産上の利益を得ること。

(虐待防止委員会その他会社内の組織に関する事項)

第2条 虐待防止委員会

① 虐待防止委員会の設置及び開催

虐待発生防止に努めるか観点から「虐待防止委員会」（以下「委員会」という。）を設置します。

委員会は年1回以上開催し、次のことについて協議します。

- (1) 虐待の防止のための指針の整備に関すること。
- (2) 虐待の防止のための職員研修の内容に関すること。
- (3) 虐待等について、職員が相談・報告できる体制整備に関すること。
- (4) 職員が虐待等を把握した場合に、市町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること。
- (5) 虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること。
- (6) 再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること。

② 委員会の構成員

本委員会の運営責任者（委員長）を濱田綾子、同じく（副委員長）を梶崎文雄とし、各事業所管理者を「虐待防止委員会」を適切に実施するための担当者（以下担当者）とします。（運営責任者と担当者が兼任する場合もある）。その他必要に応じて委員長が指

名した者を担当者とする場合がある。

なお、虐待防止委員会は身体拘束適正化検討委員会と一体的に行う場合があります。

(虐待防止のための職員研修に関する基本方針)

第3条 虐待防止のための職員研修を原則年1回以上及び職員採用時に実施します。

研修内容は、基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、本指針に基づき、権利擁護及び虐待防止を徹底します。研修の実施内容については、研修資料、実施概要、出席者等を記録し、パソコン等にも保存します。

(発生した虐待の報告方法等の方策に関する基本方針)

第4条 利用者本人及び保護者、職員等からの虐待の通報があるときは、虐待防止対応規程に基づき対応します。

又、職員は虐待を発見した際、障害者虐待防止法に基づき、市町村に通報する義務があります。同時に虐待防止受付担当にも通報します。

(虐待発生時の対応に関する基本方針)

第5条 虐待等が発生した場合には、速やかに市町村に報告するとともに、その要因の除去に努めます。客観的な事実確認の結果、虐待者が職員等であったことが判明した場合には、役職位の如何を問わず、厳正に対処します。

又、緊急性の高い事案の場合には、市町村及び警察等の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の保全を優先します。

(利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針)

第6条 当該指針は、事業所内に掲示等するとともに、当社ホームページにも掲載し、利用者及び職員等がいつでも閲覧できるようにします。

(その他虐待防止の適正化の推進のために必要な基本方針)

第7条 第3条に定める研修のほか、外部機関により提供される虐待防止に関する研修等に積極的に参画し、利用者の権利擁護とサービスの質を低下させないよう常に研鑽を図ります。

又、虐待防止マニュアル及びセルフチェックリストを作成し、対処方法を定め、セルフチェックを実施する。

付則

この指針は、令和4年4月1日より施行する。